

昭和二十六年法律第二百六十七号

旅券法

(目的)

**第一条** この法律は、旅券の発給、効力その他旅券に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公用旅券 国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいう。

二 一般旅券 公用旅券以外の旅券をいう。

三 各省各庁の長 本邦から公用旅券によつて外国に渡航する者（その者が同伴され、又は呼び寄せられる配偶者、子又は使用人である場合には、その者を同伴し、又は呼び寄せる者）が所屬する各省各庁（衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。以下同じ。）の長たる衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。ただし、その者が各省各庁のいずれにも所属しない場合には、外務大臣とする。

四 渡航書 第十九条の三第一項に規定する渡航書をいう。

五 都道府県 本邦から一般旅券によつて外国に渡航する者の住所又は居所の所在地を管轄する都道府県をいう。

六 都道府県知事 前号に定める都道府県の知事をいう。

七 旅券の名義人 旅券の発給を受けた者をいう。

（一般旅券の発給の申請）

**第三条** 一般旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）に対し、次に掲げる書類及び写真を提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上、外務大臣に提出することができる。

一 一般旅券発給申請書

二 戸籍謄本

三 申請者の写真

四 渡航先の官憲が発給した入国に関する許可証、証明書、通知書等を申請書に添付することを必要とされる者にあつては、その書類

五 前各号に掲げるものを除くほか、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とされる書類

六 その他参考となる書類を有する者にあつては、その書類

七 前項第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに該当するときは、提出することを要しない。

一 第十一条の規定に基づき前項の申請をするとき。

二 外務省令で定める場合に該当する場合において、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

三 都道府県知事は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が本人であること及び申請者が一般旅券発給申請書に記載された住所又は居所に居住していることを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これらを立証する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 領事官は、一般旅券の発給の申請を受理するに当たり、申請者が本人であることを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

5 都道府県知事又は領事官は、一般旅券の発給の申請が第十条第一項又は第十四条において規定するものである場合には、当該申請を受理するに当たり、外務省令で定めるところにより、申請者が現に所持する一般旅券（第五条、第八条及び第十四条において「現有旅券」という。）を確認するものとする。

6 第一項の一般旅券の発給の申請に係る書類及び写真の提出は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じてすることができる。

一 申請者の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、申請者の指定した者（当該申請者のために書類及び写真を提出することができる者として外務省令で定めるものを除く。）

（公用旅券の発給の請求）

**第四条** 公用旅券の発給の請求は、当該公用旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「対象者」という。）が国内に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、対象者が国外に在る場合においては各省各庁の長が外務大臣に対し、又は当該対象者が領事官に対し、次に掲げる書類及び写真を提出してするものとする。

一 公用旅券発給請求書

二 対象者の写真

三 使用人について戸籍謄本

四 国外において対象者がする請求にあつては、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類

2 前項の場合において、対象者が本邦と外務大臣が指定する地域以外の地域との間を数次往復しようとするときは、その旨及び理由を公用旅券発給請求書に記載して、数次往復用の公用旅券の発給を請求することができる。

（旅券の一重受給の禁止）

**第四条の二** 旅券の発給を受けた者は、その旅券が有効な限り、重ねて旅券の発給を受けることができない。ただし、外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（一般旅券の発行）

**第五条** 外務大臣又は領事官は、第三条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第三項及び第四項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が十年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、有効期間を五年とする。

一 有効期間が五年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合

二 十八歳未満の者である場合

2 外務大臣又は領事官は、前条ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するとき、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができる方法をいう。以下同じ。）による記録を行つていい一般旅券を発行するとき、又は第十三条第一項各号のいずれかに該当する者に対する一般旅券を発行するとき（第五項において「限定発行の事由があるとき」と総称する。）は、前項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又是有効期間を十年（当該一般旅券の発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、五年）未満とすることができる。

3 前二項の規定にかかるわらず、外務大臣又は領事官は、指定地域へ渡航しようとする者が第三条の規定による発給の申請をする場合には、渡航先を個別に特定して記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が第一項第二号に掲げる場合に該当するときは、五年）の一往復用の一般旅券を発行するものとする。ただし、外務大臣が適当と認めるときは、渡航先を個別に特定して

- 記載した有効期間が十年（当該発給の申請をする者が同項各号に掲げる場合のいづれかに該当するときは、五年）以下の数次往復用の一般旅券を発行することができる。
- 4 前項の規定にかかるわらず、外務大臣又は領事官は、第十条第一項又は第十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき第三条の規定による発給の申請をする者が、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券（第十四条において「残存有効期間同一旅券」という。）の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載する場合には、その有効期間及び種類が当該現有旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であつて、当該現有旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを作成する。
- 5 一 次号及び第三号に掲げる現有旅券以外の現有旅券 指定地城以外の全ての地域
- 二 第二項、この号又は次項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 当該現有旅券に渡航先として記載されていた地域と同一の地域（指定地城を除く。）
- 三 前項又はこの号の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載した現有旅券 渡航先として個別に特定して記載する地域（当該現有旅券に渡航先として記載されていた指定地城を除く。）
- 当該現有旅券に渡航先として記載された現有旅券を含み、当該現有旅券は、限定期間により発行する一般旅券であるときは、前項第一号又は第二号に掲げる現有旅券について同項の規定により発行する一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有效期間を当該現有旅券の残存有効期間未満とすることができるものとし、同項第三号に掲げる現有旅券については、次に掲げる事項を記載するものとする。
- （公用旅券の発行）
- 第五条の二 外務大臣又は領事官は、第四条の規定による発給の請求に基づき、有効期間が五年の一往復用の公用旅券を発行する。ただし、同条第二項の請求があつた場合において、数次往復の必要を認めるときは、有効期間が五年以下の数次往復用の公用旅券を発行することができる。
- （旅券の記載事項）
- 第六条 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日
- 二 旅券の名義人の氏名及び生年月日
- 三 渡航先
- 四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項
- 2 前項第三号の渡航先を地域名をもつて包括記載する場合の地域の範囲は、外務大臣が官報で告示するところによる。
- （旅券の電磁的方法による記録）
- 第七条 外務大臣又は領事官は、旅券の名義人の写真及び前条第一項に掲げる事項の一部であつて外務省令で定めるものを、旅券に電磁的方法により記録することができる。
- （旅券の交付）
- 第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者（以下この項から第三項までにおいて「申請者」という。）の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、同条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請をした場合には、外務大臣が申請者の出頭を求めて当該申請者に交付する。
- 2 前項の一般旅券が第十二条第一項又は第十三条の規定により発給を申請されたものである場合は、申請者は、当該一般旅券の交付の際、現有旅券を返納しなければならない。
- 3 第一項の場合において、病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が本人であることが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適切な方法により、一

- 般旅券を交付することができる。この場合において、当該申請者が前項に規定する現有旅券を返納しなければならない者に該当するときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の現有旅券の返納を受けるものとする。
- 4 第五条の二の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が、当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。
- 5 前項の公用旅券が第十二条第二項又は第十三条の規定により発給を請求されたものである場合は、外務大臣が、国外においては領事館（大使館及び公使館を含む。以下同じ。）に出頭の上、領事官に対し、当該一般旅券及び次に掲げる書類を提出して、渡航先の追加を申請しなければならない。
- （渡航先の追加）
- 6 第五条第二項から第五項までの規定に基づいて渡航先が個別に特定して記載された一般旅券の名義人は、当該一般旅券を使用して当該記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県に出頭の上、都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事館（大使館及び公使館を含む。以下同じ。）に出頭の上、領事官に対し、当該一般旅券及び次に掲げる書類を提出して、渡航先の追加を申請しなければならない。
- 1 一般旅券渡航先追加申請書
- 2 渡航先及び渡航目的によって特に必要とされる書類
- 3 第三条第一項ただし書、第三項、第四項及び第六項の規定は第一項の申請の場合について、前項第一項及び第四項の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。
- （記載事項に変更を生じた場合の取扱い）
- 4 第十条 一般旅券の名義人は、当該一般旅券の記載事項（旅券の名義人の氏名その他の外務省令で定める事項に限る。）に変更を生じた場合には、遅滞なく、第三条の規定により一般旅券の発給を申請するものとする。
- 5 公用旅券の記載事項に変更を生じた場合には、各省各庁の長又は当該公用旅券の名義人は、遅滞なく、第四条の規定により公用旅券の発給を請求するものとする。ただし、前条第二項の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 6 外務大臣又は領事官は、旅券の記載事項に変更を生じ、又は旅券の記載事項若しくは旅券に電磁的方法により記録された事項に誤りがあることを知った場合において特に必要と認めるときは、申請又は請求に基づかないで、当該旅券の名義人（公用旅券での名義人が国内に在るものについては、各省各庁の長）に対し、当該旅券の返納を求めて旅券を発行することができる。ただし、旅券の記載事項のうち渡航先にのみ変更を生じたときは、当該旅券の提出を求めてその渡航先を訂正することにより、旅券の発行に代えることができる。
- 7 第八条第一項の規定は前項の規定により発行された一般旅券の交付について、同条第四項の規定は前項の規定により発行された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

(有効期間内の申請等)

**第十一條** 旅券の名義人（公用旅券については、各省各府の長又は当該公用旅券の名義人）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該旅券の有効期間内においても第三条又は第四条の規定により旅券の発給を申請し、又は請求することができる。

一 当該旅券の残存有効期間が一年未満となつたとき。

二 当該旅券の査証欄に余白がなくなつたとき。

三 旅券を著しく損傷したとき。

四 その他外務大臣又は領事官がその者の保護又は渡航の便宜のため特に必要があると認めるとき。

## 第十二条 削除

(一般旅券の発給等の制限)

**第十三条** 外務大臣又は領事官は、一般旅券の発給又は渡航先の追加を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる。

一 渡航先に施行されている法規によりその国に入ることを認められない者

二 死刑・無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪につき訴追されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている旨が関係機関から外務大臣に通報されている者

三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 第二十三条の規定により刑に処せられた者

五 旅券若しくは渡航書を偽造し、又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書を行使し、若しくはその未遂罪を犯し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百五十五条第一項又は第二百五十九条の規定により刑に処せられた者

六 国の援助等を必要とする帰國者に関する領事官の職務等に関する法律（昭和二十八年法律第二百三十六号）第一条に規定する帰國者で、同法第二条第一項の措置の対象となつたもの又は

同法第三条第一項若しくは第四条の規定による貸付けを受けたもののうち、外国に渡航したときに公共の負担となるおそれがあるもの

七 前各号に掲げる者を除くほか、外務大臣において、著しく、かつ、直接に日本国の利益又は

公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

2 外務大臣は、前項第七号の認定をしようとするときは、あらかじめ法務大臣と協議しなければならない。

(一般旅券の発給をしない場合等の通知)

**第十四条** 外務大臣又は領事官は、前条の規定に基づき一般旅券の発給若しくは渡航先の追加をしないと決定したとき、又は第五条第二項若しくは第五項の規定に基づいて渡航先を個別に特定して記載し、若しくは有効期間を十年（一般旅券の発給の申請をする者が、同条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは五年、残存有効期間同一旅券の発給の申請をする者であるときはその現有旅券の残存有効期間）未満とすると決定したとき（第四条の二ただし書の規定に該当する場合において一般旅券を発行するときを除く。）は、速やかに、理由を付した書面をもつて一般旅券の発給又は渡航先の追加を申請した者にその旨を通知しなければならない。

（署名）

**第十五条** 旅券の発給を受けようとする者（以下この条において「発給申請者」という。）は、旅券面の所定の場所に署名し、又は外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の署名を提出しなければならない。ただし、当該発給申請者が署名することが困難なものとして外務省令で定める者である場合には、外務省令で定めるところにより、当該発給申請者の記名をもつて代えることができる。

（外国滞在の届出）

**第十六条** 旅券の名義人で外国に住所又は居所を定めて三月以上滞在するものは、外務省令で定めることにより、当該地域に係る領事官に届け出なければならない。

(紛失又は焼失の届出)

**第十七条** 一般旅券の名義人は、当該一般旅券を紛失し、又は焼失した場合には、外務省令で定めることにより、遅滞なく、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、国外においては領事官に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、国内において届け出る場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上、外務大臣に届け出ることができる。

前項の場合において、一般旅券の名義人が病気、身体の障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により自ら届け出ることができると認められるときは、外務省令で定めるところにより、次に掲げる者を通じて届出を行ふことができる。

一 一般旅券の名義人の配偶者又は二親等内の親族

二 前号に掲げる者のほか、一般旅券の名義人の指定した者（当該一般旅券の名義人のために届出を行ふことが適当でない者として外務省令で定めるものを除く。）

3 都道府県知事（直接外務大臣に届け出る場合には、外務大臣）は、第一項の一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること、届出者が紛失旅券等届出書に記載された住所又は居所に居住していること及び当該一般旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これらを立証する書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

4 領事官は、第一項の一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること及び当該一般旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

5 公用旅券の名義人は、当該公用旅券を紛失し、又は焼失した場合には、外務省令で定めるところにより、遅滞なく、国内においては各省各府の長を経由して外務大臣に対し、国外においては各省各府の長を経由して外務大臣に対し、又は領事官に対し、その旨を届け出なければならぬ。領事官は、第一項の公用旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること及び当該公用旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

6 外務大臣又は領事官は、前項の公用旅券の紛失又は焼失の届出を受理するに当たり、届出者が本人であること及び当該公用旅券の紛失又は焼失の事実があつたことを確認するものとし、その確認のため、必要な書類の提示又は提出を届出者に求めることができる。

（旅券の失効）

**第十八条** 旅券は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

一 旅券の名義人が死亡し、又は日本の国籍を失つたとき。

二 旅券の発給を申請し、又は請求した者が当該旅券の発行の日から六月以内に当該旅券を受領しない場合には、その六月を経過したとき（国外において発行された一般旅券については、当該一般旅券の発給を申請した者が当該一般旅券の発行の日から六月以内に当該一般旅券を受領することができないやむを得ない事情があると外務大臣又は領事官が認めるときを除く。）。

三 一往復用の旅券の名義人が当該旅券の発行の日から六月以内に本邦を出国しない場合には、その六月を経過したとき。

四 旅券の有効期間が満了したとき。

五 一往復用の旅券の名義人が本邦に帰国したとき。

六 第八条第二項、第三項若しくは第五項又は第十一条第三項の規定により返納された旅券にあつては、当該返納された旅券に代わる旅券の交付があつたとき。

七 前条第一項又は第五項の規定による届出があつたとき（同条第三項、第四項又は第六項の規定による確認の結果、届け出られた旅券の紛失又は焼失の事実を確認することができず、その旨を届出者に通知するときを除く。）。

八 次条第一項の規定により返納を命ぜられた旅券にあつては、同項の期限内に返納されなかつたとき、又は外務大臣若しくは領事官が、当該返納された旅券が効力を失うべきことを適當と認めたとき。



に第四項の政令で定める額及び」と、「加えた」とあるのは「加えた額に相当するものとして政令で定める」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、国外において同条第一項各号に掲げる処分の申請をする者について準用する。この場合において、同条第五項中「前各項」とあり、及び同条第六項中「第一項、第二項及び第四項」とあるのは、「次条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

（事務の委任）  
第二十一条 外務大臣は、第十九条第四項の規定による通知に係る書面の交付に関する事務を入国審査官に委任することができる。

（都道府県が處理する事務）  
第二十二条 都道府県知事が行うこととすることができる。

（都道府県の区分）  
第二十三条 第三条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第八条第一項及び第三項、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が處理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（外務大臣の指示）  
第二十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、外務省令で定め

九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が處理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（外務大臣への委任）  
第二十五条 この法律に基づく申請又は請求に係る旅券又は渡航書の交付を受けた者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 この法律に基づく申請又は請求に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為によつて当該申請又は請求に係る旅券又は渡航書の交付を受けた者

二 他人名義の旅券又は渡航書を使用した者

三 行使の目的をもつて、自己名義の旅券又は渡航書を他人に譲り渡し、又は貸与した者

四 行使の目的をもつて、他人名義の旅券又は渡航書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者

五 行使の目的をもつて、旅券又は渡航書として偽造された文書を譲り渡し、若しくは貸与し、譲り受け、若しくは借り受け、又は所持した者

六 第十九条第一項の規定により旅券の返納を命ぜられた場合において、同項に規定する期限内にこれを返納しなかつた者

七 効力を失つた旅券又は渡航書を使用した者

八 嘗利の目的をもつて、前項第一号、第四号又は第五号の罪を犯した者は、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

九 第一项（第四号及び第五号の所持に係る部分並びに第六号を除く。）及び前項（第一項第四号及び第五号の所持に係る部分を除く。）の未遂罪は、罰する。

十 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 一般旅券に記載された渡航先以外の地域に渡航した者  
二 渡航書に帰国の経由地が指定されている場合において、経由地以外の地域に渡航した者  
（国外犯罪）  
第十四条 前条の規定は、国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

（没収）  
第二十五条 第二十三条の罪（第一項第一号の未遂罪を除く。）を犯した者の旅券若しくは渡航書又は旅券若しくは渡航書として偽造された文書は、外務大臣が没収することができる。

1 附則  
この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定めること。

2 左の政令は、廃止する。  
五年政令第十一号）

日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令（昭和二十六年政令第二百八十五号）

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

3 この法律施行前に日本政府が発行し、書換発行し、若しくは再発行し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券でのこの法律施行の際現に有効なものは、この法律中の相当する規定に基いて発行し、書換発行し、若しくは再発行し、又は交付し、書換交付し、若しくは再交付した旅券とみなす。但し、旅券面に有効期間が記載された旅券は、その有効期間が経過したときは、その効力を失う。

4 3 前項但書の旅券を所持する者で正当な事由に因りその有効期間内に本邦に帰国することができないものは、その有効期間内においては一般旅券の再発給を、やむを得ない事由に因りその有効期間内に一般旅券の再発給を受けることができなかつたときにおいてはその事由がなくなつた後遅滞なく、般旅券の発給を受けなければならない。

5 この法律施行前に連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対する旅券に関する政令及び日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令に基いてされた旅券の発給若しくは交付、渡航先の追加、書換発行又は再発給の申請で、この法律施行の際当該申請に対する処分がされていないものは、それぞれこの法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。但し、当該申請に当つて提出された書類の外にこの法律の規定によつて提出すべき書類があるときは、当該申請をした者は、その書類を遅滞なく提出しなければならない。

6 この法律施行前に連合国最高司令官の許可を得て海外に渡航する者に対する旅券に関する政令及び日本政府在外事務所の発給する旅券及びその取り扱う旅券事務に関する政令に基いてされた申請に対する処分がされていないものは、それぞれこの法律中の相当する規定に基いてされた申請とみなす。但し、当該申請に当つて提出された書類の外にこの法律の規定によつて提出すべき書類があるときは、当該申請をした者は、その書類を遅滞なく提出しなければならない。

附則（昭和二七年二月一日政令第八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二七年六月三〇日法律第二二八号）抄

この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

附則（昭和二七年七月三二日法律第二六八号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和二七年七月三二日法律第二八四号）抄

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等につ

いても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

- |   |   |
|---|---|
| 5 | 第三項の規定によりこの法律の施行後における審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることはできない。  |
| 6 | この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。   |
| 7 | 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  |
| 8 | 附 則 (昭和四二年八月一七日法律第一三七号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から施行する。  |
| 9 | 附 則 (昭和四三年六月一日法律第八三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。   |
| 1 | 第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。   |
| 2 | 第二条 (昭和四五年五月一七日法律第一〇五号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。   |
| 3 | 第三条 (昭和四五年五月一七日法律第一〇五号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。   |
| 4 | 第四条 (昭和四五年五月一七日法律第一〇五号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。   |
| 5 | 第五条 (昭和五一年一月一九日法律第八二号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  |
| 6 | 第六条 (昭和五一年一月一九日法律第八二号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から施行する。   |
| 7 | 第七条 (昭和五七年七月二三日法律第六九号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から施行する。   |
| 8 | 第八条 (昭和五七年七月二三日法律第六九号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律は、公布の日から施行する。   |
| 9 | 第九条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  |
| 1 | 第十一条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 2 | 第十二条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 3 | 第十三条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 4 | 第十四条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 5 | 第十五条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 6 | 第十六条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 7 | 第十七条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 8 | 第十八条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
| 9 | 第十九条 (平成元年四月一八日法律第一三三号) 抄<br>(施行期日)<br>この法律(附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |

**附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**

**（施行期日）**

る。この場合において、同日以後この法律の施行日の前日までの間における同条の規定の適用については、同条第二項第二号イ中「第九条第四項」とあるのは「第九条第三項」と、「第十二条第三項」とあるのは「第十二条第四項」とする。

**第七条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる罰則の適用に関する経過措置

この法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則（平成四年四月二十四日法律第三五号）**

**（施行期日）**

1 この法律は、平成四年八月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の改正規定及び次項の規定は、平成四年十一月一日から施行する。

2 改正後の第二十条第一項の規定は、平成四年十一月一日以後にされる旅券又は渡航書に関する手数料に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券又は渡航書に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

**附 則（平成五年一一月一二日法律第八九号）抄**

**（施行期日）**

この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十五条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（平成七年三月八日法律第二三号）**

**（施行期日）**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法に基づく申請等に関する経過措置）

第一条 改正前の旅券法（以下「旧法」という。）の規定に基づいてされた旅券に関する申請若しくは請求又は渡航書に関する申請（以下この条において「旧法による旅券等の申請等」という。）及び旧法による旅券等の申請等に係る処分については、なお従前の例による。

**附 則（平成七年三月八日法律第二三号）**

**（施行期日）**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法に基づく申請等に関する経過措置）

第二条 改正前の旅券法（以下「旧法」という。）の規定に基づいてされた旅券に関する申請若しくは請求又は渡航書に関する申請（以下この条において「旧法による旅券等の申請等」という。）及び旧法による旅券等の申請等に係る処分については、なお従前の例による。

**附 則（平成七年三月八日法律第二三号）**

**（施行期日）**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法に基づく申請等に関する経過措置）

第三条 旅券法の一部を改正する法律（平成元年法律第二十三号）附則第二条後段の一般旅券（以下「二往復用一般旅券」という。）の渡航先の追加については、なお従前の例による。

**附 則（平成七年三月八日法律第二三号）**

**（施行期日）**

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法に基づく申請等に関する経過措置）

第四条 一往復用一般旅券の名義人が、当該旅券を紛失し、焼失し、又は著しく損傷した場合は、当該旅券については、改正後の旅券法（以下「新法」という。）第十条の規定は、適用しない。

**附 則（平成七年三月八日法律第二三号）**

**（手数料に関する経過措置）**

第五条 削除

（手数料に関する経過措置）

第六条 新法第二十条第一項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

**（罰則に関する経過措置）**

第七条 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条及び第一百二条の規定（公布の日）

並びに第四百七十二条の規定（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十三条** 第百七条の規定による改正後の旅券法第二十条第一項から第四項までの規定は、施行日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十四条** 第百七条の規定による改正後の旅券法第二十条第一項から第四項までの規定は、施行日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十五条** 第百六十三条の規定による改正後の旅券法第二十条第一項から第四項までの規定は、施行日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十六条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十七条** この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（旅券法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十八条** 行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁があるものとみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁である行政庁とする。

<p><b>第二百六十二条</b> 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。（手数料に関する経過措置）</p> <p><b>第二百六十三条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p><b>第二百六十四条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）</p>	<p><b>第二百五十条</b> 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。</p> <p><b>第二百五十五条</b> 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p><b>附 则</b> <b>(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日</p>	<p><b>附 则</b> <b>(平成一四年一二月二三日法律第一五一号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。（罰則に関する経過措置）</p> <p><b>第四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p><b>第五条</b> 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>
<p><b>附 则</b> <b>(平成一六年六月九日法律第九八号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p><b>附 则</b> <b>(平成一七年六月一〇日法律第五五号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> <b>(平成一七年六月一〇日法律第五五号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p><b>附 则</b> <b>(平成三〇年六月二〇日法律第五九号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（旅券法の一部改正に伴う経過措置）</p>

<p><b>第一条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）</p> <p><b>第四条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）</p> <p><b>第五条</b> 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>	<p><b>第六条</b> 新法第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項の規定は、この法律の施行の日以後にされる旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）</p> <p><b>第七条</b> この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則の適用に関する経過措置）</p>
<p><b>附 则</b> <b>(平成二五年六月二八日法律第六九号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p><b>附 则</b> <b>(平成二五年六月二八日法律第六九号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>
<p><b>附 则</b> <b>(平成三〇年六月二〇日法律第五九号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（旅券法の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p><b>附 则</b> <b>(平成三〇年六月二〇日法律第五九号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二十六条の規定は、公布の日から施行する。（旅券法の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p><b>附 则</b> <b>(令和元年五月三一日法律第一六号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	<p><b>附 则</b> <b>(令和元年五月三一日法律第一六号)</b> 抄</p> <p><b>(施行期日)</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

**(处分等に関する経過措置)** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

**2** この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国機関に対してされている申請、届出その他の行為とみなす。この法律の施行後に、新法令の相当規定により相当の国機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**3** この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国機関に対してその手續がされないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国機関に対してその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五十八条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

**第五十九条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(政令への委任)

**第六十条** 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (令和四年四月二七日法律第三三号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旅券の返納に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旅券の発給の申請又は請求について、この法律による改正後の旅券法（以下「新法」という。）第八条第二項、第三項後段及び第五項並びに第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(旅券の査証欄の増補に関する経過措置)

**第三条** 施行日前にされた旅券の査証欄の増補の申請若しくは請求又は当該申請若しくは請求に係る処分については、なお従前の例による。

**(旅券の失効時期に関する経過措置)** 新法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券がその効力を失う時期について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券がその効力を失う時期については、なお従前の例による。

(第六条 新法第二十条第二項（新法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が新法第十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失つた場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項（同号に係る部分に限る。）の規定によりその効力を失つた場合については、なお従前の例による。)

(罰則の適用に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(政令への委任)

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄  
(施行期日)

**1** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日